



長労発基 0723 第 2 号
令和 7 年 7 月 23 日

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦 厚之 殿

長崎労働局長 倉永 圭介

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和 55 年長崎労働基準局最低賃金公示第 9 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。